

# 令和2年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時 令和3年2月9日（火）14時から14時45分まで
- 場 所 市庁本館3階 議会第三委員会室
- 出席委員 小倉 和也 会長、李澤 隆聖 副会長、澤口 公孝 委員、荒川 繁信 委員、古戸 良一 委員、高橋 薫 委員  
※松川 充 委員、小柳 達也 委員は欠席
- 事務局 池田 和彦 福祉部長兼福祉事務所長、  
中里 充孝 福祉部次長兼高齢福祉課長、  
中居 裕子 参事兼地域包括支援センター所長、  
鈴木 哲 副参事（高齢福祉 GL）、石木田 誠 主幹、中坂 和裕 主査兼介護支援専門員、永峯 えりか 技査、蛭名 葵 主事兼社会福祉士

## 次第1. 開 会

### ■司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は委員8名中6名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、「八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第7条のとおり、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは、小倉会長に進行をお願いいたします。

## 次第2. 議事

### ■会長

皆様、本日はお忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。これより、議事に入らせていただきます。

本日は、事務局より5件の議事が提出されております。はじめに、（1）令和3年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

### （1）令和3年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

#### ■事務局

それでは、令和3年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、説明させていただきます。資料1の1枚目をご覧ください。

まず、この運営方針の策定についてですが、1行目に記載しておりますように、介護保険法第115条の47第1項において、「市町村は、包括的支援事業の実施にかかる方針を示して包括的支援事業を委託することができる」とされております。

また、市町村が直接運営するセンターについても運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についてもお示します。

方針の具体的な内容について、資料の根拠条文等に記載してありますように、介護保険法施行規則140条の67の2において、1～9までの内容を勘案して方針を示すこととされており、この介護保険法施行規則の内容を勘案し、10の項目について、令和3年度の委託型地域包括支援センターの運営方針案を策定したところですが、厚生労働省老健局の「地域包括支援センター設置運営」についての通知文に基づき、直営型の運営方針についても

併せたものとして、作成いたしました。

資料1の1枚目裏面及び2枚目をご覧ください。

運営方針の1から10の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたい、介護予防の推進と認知症総合支援事業推進についての方針を加えております。

運営方針の1については、地域包括支援センター業務の核となる地域包括ケアシステムの構築について記載しております。

運営方針の2については、基幹型センターとなる八戸市地域包括支援センターと12生活圏域に設置している高齢者支援センターの役割や、両センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、情報共有に努め、連携して効率的に業務を行うことを記載しております。また、市地域包括支援センターによる事業運営に関する点検・評価とあわせて、高齢者支援センターも自ら自己点検・自己評価を行い業務水準の向上及び効率的な事業運営を行うことを記載しております。

運営方針の3については、地域ケア会議や在宅医療・介護連携ツールの活用、高齢者支援センターの民生委員定例会や地域の会合への参加等様々な機会を通じて、ネットワーク構築に努めることとしております。

運営方針の4については、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう高齢者支援センターに委託している各事業を通じて、利用者の自立の可能性を最大限引き出すことができるよう支援していくほか、介護予防に取り組むことができる集いの場が各地域で開催するよう支援していくこと記載しております。

運営方針の5については、現在、認知症地域支援推進員を八戸市地域包括支援センターに4人、高齢者支援センターに21人を配置しており、推進員を中心に認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族への支援を行うことを掲げております。

運営方針の6については、地域ケア会議個別会議と地域ケア会議圏域会議について、平成30年度より、各高齢者支援センターが開催することとなっており、詳しくは、議事の(3)におきまして説明します。

運営方針7～10については、ご覧のとおりとなっております。

目標とする活動指標につきましては、2枚目の下の表をご覧ください。

なお、地域ケア個別会議は地域ケア会議個別会議に、圏域ケア推進会議は地域ケア会議圏域会議に、地域ケア推進会議は地域ケア会議推進会議へと名称変更いたしましたことをご報告いたします。

以上で、令和3年度八戸市地域包括支援センター運営方針(案)についての説明を終わらせていただきます。

#### ■会長

ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

ご意見がなければ、令和3年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

#### ■会長

それでは、令和3年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局案のとおり承認することといたします。

## 2) 令和2年度 地域包括支援センターの事業評価について

#### ■会長

次に、(2) 令和2年度 地域包括支援センターの事業評価について、事務局より説明を

お願いいたします。

#### ■事務局

それでは、令和2年度地域包括支援センターの事業評価について、説明させていただきます。資料2の1枚目をご覧ください。

地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があります。こうした観点から介護保険等の一部を改正する法律において、市町村や地域包括支援センターは、市町村や地域包括支援センターの事業について評価を行うこととなっております。

このたび、市町村の平均、県内センターの平均、全国センターの平均、八戸市の評価、12か所の高齢者支援センターの評価が公表されましたので、この場を借りてご報告いたします。

まず、評価指標ですが、市町村の指標、地域包括支援センター、当市においては高齢者支援センターとなりますが、市町村指標は59項目、センター指標は55項目あり、どちらも組織・運営体制等、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援、事業間連携（社会保障充実分）に分かれております。指標の詳細については、資料2の3ページ以降をご覧ください。

次に①の八戸市と全国市町村平均の比較ですが、高い方を網掛けで記載しております。八戸市は、組織・運営体制等から事業間連携の全てにおいて全国市町村の平均を上回っております。

②の県内センターと全国センター平均の比較ですが、県内センター平均は包括的・継続的マネジメントと地域ケア会議が全国平均を上回っています。

③の県内センター平均と12センターとの比較ですが、組織・運営体制等、総合相談支援、権利擁護、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援は、全センターが県平均を上回っております。包括的・継続的ケアマネジメント支援は12センター中8センター、事業間連携は12センター中6センターが平均を上回っております。

資料の裏面をご覧ください。④の全国センター平均と12センターとの比較ですが、組織・運営体制等、総合相談支援、権利擁護、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援は、全センターが国平均を上回っております。包括的・継続的ケアマネジメント支援は12センター中10センター、事業間連携は12センター中6センターが平均を上回っております。

また、昨年度と比べてほとんどのセンターの数値が昨年度より上がっておりますが、委託型地域包括支援センター業務マニュアルの作成や、組織・運営体制等において個人情報保護マニュアルの整備、個人情報を持ち出す際の記録管理が十分ではないセンターが散見されたため個人データの取扱いに関する業務マニュアルを作成し各センターに配布し参考にしていただいたこと。総合相談支援において、相談事例の終結について、市町村と高齢者支援センターの共通の条件を定めたこと。地域ケア会議の開催を支援したことが要因として考えられます。

事業評価を行うことで、不十分な部分が明らかになり改善することにより八戸市及び各センターの機能強化につながるため、今後も事業評価を実施して参ります。

以上で、令和2年度 地域包括支援センターの事業評価についての説明を終わらせていただきます。

#### ■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

#### ■委員

12センターの事業評価を行うことについてですが、どのように評価されているかという観点からは全ての評価項目を数値で把握することができるというのは大変いいことだと思うのですが、このような資料を作成するには大変煩雑な作業を要するのではないかと感じました。資料を作成するには、全国統一のフォーマットが用意されていて必要事項

を入力すると示されるような形になっているのでしょうか。

■事務局

事業評価につきましては、市と12センターで作成した評価票を国に提出いたしましたのち、各センターと全国平均を比較するためのデータファイルが送付されます。そちらのファイルに、市や各センターの評価結果を入力すると、このような形で比較することが可能となっております。

■委員

評価指標の事業間連携（社会保障充実分）について、どのような事業内容になっているかご説明いただけますでしょうか。

■事務局

資料2の別紙といたしまして、令和2年度の市町村及び地域包括支援センターの評価指標を添付しておりますが、こちらに項目ごとの評価指標が掲載されております。

事業間連携（社会保障充実分）については最後のページに掲載されており、センター指標といたしまして「医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。」「医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。」「在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。」「認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。」「生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。」という5つの指標が設けられております。

■事務局

事業といたしましては、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に関する評価項目が設けられているということになります。

■委員

この資料から判断しますと、大変な努力を各センターさんがなされたというように解釈できます。項目ごとに見て、全国平均より若干下回っているところもありますが、各センターさんの努力と市の指導の効果であると、高く評価できるものであると考えています。

■会長

他にご意見・ご質問がないようであれば、令和2年度 地域包括支援センターの事業評価について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和2年度 地域包括支援センターの事業評価について、了承することといたします。

### (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(3) 地域ケア会議について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、地域ケア会議について、説明いたします。資料3をご覧ください。

1の地域ケア会議についてですが、この会議は、高齢者の個別課題について、医療・介護の専門職や地域住民等の関係者で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者間で共有し、その解決を図るとともに、同時に社会基盤の整備を進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた1つの手法になります。

開催規模や会議の機能などにより、「地域ケア会議個別会議」「地域ケア会議圏域会議」「地域ケア会議推進会議」の3つに分類しております。こちらの名称につきましては、それぞれ「個別会議」「圏域会議」「推進会議」と略称をわかりやすくするために、昨年10月に名称を変更しております。

2の令和2年度の開催状況等についてですが、介護保険サービスや制度に関するものが

22回、認知症・精神疾患に対する支援に関するものが17回、地域における集い見守りに関するものが8回と計47回、高齢者支援センターにより開催されております。

次に、3の主な会議のテーマ、検討内容及び導き出された支援についてですが、個別会議では、出席された専門職や地域住民から様々なご意見をいただきました。圏域会議では、集いの場や見守りに関連するテーマで話し合わせ、見守りの重要性について関係者間で共有し、地域の実情に合わせた見守り方法について検討されました。

もう1枚の表は、12の高齢者支援センターの12月末時点での開催状況となっております。水色の網掛け部分はサービス関係、ピンクの部分は認知症関係、黄色は見守り関係、緑は集いの場関係となっております。

コロナ禍におきまして、閉じこもる高齢者が増えているとの声も聞かれておりますので、今後も感染症対策を行いながら地域ケア会議を開催し、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制づくりや見守り体制の構築について協議してまいります。

以上で地域ケア会議の説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■委員

地域ケア会議の開催状況について、開催回数はお示しいただいていますが、どれくらいの人数の参加がある会議なのでしょう。

■事務局

個別会議と圏域会議では異なりますが、概ね10名ほどが参加しております。

個別会議にはケアマネジャーを始めとした専門職の方や民生委員の方など、検討を行う個別ケースに関係する方に参加していただいております。

圏域会議については、個別会議での検討により抽出された地域課題について、圏域ごとに地域の実情に応じて解決策を検討するもので、専門職の方に加え、町内会長や民生委員、老人クラブの会長等の地域の関係者に参加していただいております。

■会長

他にご意見・ご質問がないようであれば、地域ケア会議について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、地域ケア会議について、了承することといたします。

#### (4) 介護予防の推進について

■会長

次に、(4) 介護予防の推進について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、介護予防の推進について、説明させていただきます。資料4の1枚目をご覧ください。

八戸市の高齢化率は年々上昇しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、2025年には34.3%となり、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり高齢者人口がピークを迎える令和22年、2040年頃には42.5%に達すると予測されています。このような状況の中、介護予防の推進は高齢者支援において重要な課題となっております。

介護予防の基本的な考えは、心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現の取組を支援するものですが、これまでの介護予防、心身機能を改善とすることを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、活動や社会参加を促す取組が十分ではありませんでした。

これからの介護予防は、高齢者自身へのアプローチも大事ですが、地域の中に生きがい・

役割を持って生活できるような居場所づくりと出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも行っていくことが重要となります。

次に当市の介護予防の取組ですが、高齢者福祉計画に位置付けられており、現在、令和3年度から5年度までの第8期高齢者福祉計画を策定中です。計画の介護予防における基本目標として「高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域の中で生き生きと暮らすことができる」としており、その施策は、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「生きがいづくりの推進・社会参加の促進」の二つを掲げております。

一つ目の自立支援、介護予防・重度化防止の推進の主な事業は、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」においては、介護予防教室の開催等「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」においては、通所型サービス・訪問型サービスの実施等、「リハビリテーション活動支援」においては地域ケア会議の参加等があります。

資料4の1枚目裏面をご覧ください。

二つ目の生きがいづくりの推進・社会参加の促進は、社会参加の促進においては、老人クラブ活動やほっとサロンの活性化等、外出機会の創出においては、市営バス及び南部バスの特別乗車証の交付等となります。

次に、令和2年度の新たな取組をご紹介します。まず新型コロナウイルスの影響で、高齢者が介護予防事業の参加や外出を自粛し心身機能の低下が懸念されるため、高齢者が自分自身で取り組むことができる介護予防のパンフレットを作成し、昨年12月下旬に全戸配布し、市ホームページにも掲載しております。

また、介護予防のDVDも作成し、2月22日に高齢者支援センター、高齢者サロン、老人クラブ、民生委員等に配布予定としており、地域の中で感染防止対策に注意しながら活用していただいたいと考えております。市ホームページへは、既に掲載していますのでご覧になっていただければと思います。

介護予防のパンフレット、DVDの詳細ですが、資料3ページの「高齢者自身によるセルフ介護予防事業の推進について」をご覧ください。パンフレットの内容は、介護予防の必要性の説明、散歩、テレビ体操、有酸素運動、ストレッチ、筋力トレーニングの紹介、食習慣と歯と口の健康について、心身機能をチェックする基本チェックリスト、ほっとサロン、介護予防センター及び高齢者支援センター等の紹介となっております。DVDは、約60分の中でパンフレットより詳細な内容となっております。

次に三つ目ですが、誰もが参加できる高齢者の集いの場を白山台地区及び松園団地にて開催しました。資料には「松園町団地」と記載しておりましたが、正しくは「松園団地」でしたので、訂正していただきますようお願いいたします。

白山台地区の開催状況ですが、白山台公民館にて2回のワークショップを開催し、その中で集いの場を開催することになりました。集いの場には33人が参加し、緊張を和ませるためのアイスブレイクを行った後、介護予防としてラジオ体操、ストレッチ、筋力トレーニングを参加者で行いました。また、テーマを設定して昔のことを思い出しながらグループ内で語り合ったほか、ニュースポーツを楽しみました。

松園団地は、地域の集会所で情報交換やワークショップを行い、白山台地区と同じ内容で集いの場を開催しました。今後の取組については、高齢者の閉じこもり防止や介護予防、認知症予防、見守り、日常生活支援等を目的に、高齢者の集える場が市内各地区で開催され、高齢者自身が地域の中で安心して暮らしていけるよう支援体制の構築を図って参ります。以上で説明を終わります。

#### ■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

#### ■委員

今回、高齢者の集いの場を白山台地区及び松園団地にて開催したということですが、今後どのように各地区へ広げていくか。その普及方法についてお聞かせください。

#### ■事務局

まず、広く市民の皆さんにお知らせするために市のホームページや広報はちのへに掲載することを考えております。そのほか、高齢者支援センターの会議や民生委員の会等、各

種会議の場においてご案内していきたいと考えております。

今回、白山台地区及び松園団地にて開催しました高齢者の集いの場につきましては、市が主催してモデルケースとして実施いたしました。次が大事だと考えております。今回開催しました白山台地区及び松園団地の住民の皆さんが、今後ご自分たちで主体的に開催できるようになるか、その実施状況についても情報発信していきたいと考えておりました。

■委員

何かしらの組織、団体の皆さんが参加されたのでしょうか。

■事務局

各町内でお声がけいただいて、町内会や民生委員、地区の社会福祉協議会、老人クラブ、自主防災会等の役員の方にご参加いただいたというような状況です。

今回の高齢者の集いの場については、新型コロナウイルスの影響もあったことから、高齢者の方々にはお声がけをしませんでした。実際にはワークショップにご参加いただいた皆さんに高齢者役を担っていただいて、市の方でモデル的なレクリエーション等を行いました。参加された皆さんには、今回の経験を地域の方に持ち帰っていただいて、高齢者の皆さんに提供くださいとお願いしたところです。

現在行われているほっとサロンや介護予防教室では、資格を持った方が1～2時間程度体操等の指導を行います。それを一般の方々がやるとなると大変なので、本当に誰でもできるような簡単な体操等のメニューを選んで行ったというところでございます。

■委員

この取組が継続するような組織づくりと申しますか、そのような体制はまだ構築されていないということよろしいでしょうか。

■事務局

今回の取組を契機に動き出しているものと考えております。

■副会長

今回は初めてということで当事者が集まったわけではなく、関係者が集まって開催されたということでしたが、今後当事者が集まって開催される際には時間や場所についても検討いただければと思います。

■委員

この集いの場を開催する場合は、それぞれ主催する団体が負担するというのでしょうか。

■事務局

現在のところ、市からの補助はございません。

先ほどのご意見にありまして、コロナの影響は心配なところではございます。老人クラブやほっとサロン等もこれまで活動を自粛してきたところではありますが、感染防止対策が浸透してきたことから、活動を再開してきているのが現状です。老人クラブは約半数が活動をしていますし、ほっとサロンも75%が活動を再開しております。こうした状況は主催者が率先して再開したというよりは、参加者の方から活動したいという声が上がって再開に至っているというのが実情です。

コロナを恐れている高齢者を無理やり引っ張り出すというのではなく、やりたいという高齢者もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々の心身機能を低下させないように感染防止対策を徹底しながらやっていくという方向性で進めております。

■会長

他にご意見・ご質問がないようであれば、介護予防の推進について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防の推進について、了承することといたします。

## (5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

### ■会長

次に、(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

### ■事務局

それでは、資料5「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」をご覧ください。

本件は、「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公正性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。

本日は、「1. 委託事業所」に記載しております事業所につきまして、ご審議をお願いしたく存じますが、既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「ケアプランセンターかざみどり」につきましては、高齢者支援センター寿楽荘、瑞光園が同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は5年となっております。

「八戸駅西口居宅介護支援事業所」につきましては、高齢者支援センターはくじゅ、みやぎ、八戸市医師会が同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。受託業務を実施する介護支援専門員は2名、勤務形態は常勤・兼務の職員が1名、常勤・専従の職員が1名、予防プラン作成経験年数は、常勤・兼務の職員が9年、常勤・専従の職員が1年となっております。

「たむかい寿楽荘居宅介護支援事業所」につきましては、高齢者支援センターみやぎが同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は13年となっております。

「居宅介護支援事業所ふれあいの泉」につきましては、当市に住民登録がある要支援認定者が、神奈川県内の病院で手術を受けるため、鎌倉市に住む娘と一時的に暮らす間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申し出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを行うものです。受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は6年となっております。

以上で説明を終わります。

### ■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がなければ、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### ■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

ないようですので、これもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

## 次第3. 閉会

■司会

ご審議ありがとうございました。今年度の協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。